

「命の道」「自立の道」を実現する道路特定財源制度の堅持を求める意見書

道路は、地方の自立的発展と安全で安心な生活を支える、最も基本的でかつ重要な社会資本であり、その整備・充実は将来に向けて必要不可欠である。

しかし、和歌山県の道路整備は、全国に比べ著しく立ち遅れしており、そのため、地域が創意工夫の中で取り組む地域振興や少子・高齢化に向けた安全・安心なまちづくりを図る上で大きな阻害要因となっている。

特に、「東南海・南海地震」の地震津波に備え、寸断が懸念される国道42号に代わり緊急輸送を担う規格の高い道路の整備や緊急輸送道路の橋梁耐震補強が急務となっている。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を活用した観光産業の振興など地域経済を活性化していくためには、安全で快適なアクセス道路の整備が喫緊の課題となっている。

このように、地方の課題解決の礎となる道路整備が未だに山積する実情に鑑み、政府・国会は次の事項について留意されるよう強く要望する。

記

1 地方の自立・発展を支える道路整備を着実に進めるため、道路特定財源制度を堅持し、一般財源化など他に転用することなく、すべて道路整備に充当することにより、一層の 整備促進を図ること。

2 大規模災害時の緊急輸送など、国民生活の安全・安心確保に大きく寄与し「命の道」となる道路整備については、その重要性・緊急性に鑑み、強力に推進すること。

3 公共事業費削減の対象に、安易に道路整備を含めず、将来に渡り必要な事業には十分な投資を行うこと。

4 真に必要な道路整備を主体的に行うため、地方の道路財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

和歌山県議会議長 吉井 和 視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

経済財政政策担当大臣

行政改革担当大臣